

【表紙】

|                |   |
|----------------|---|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書   |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項  |
| 【提出先】          | 関東財務局長  |
| 【提出日】          | 平成22年6月23日  |
| 【会社名】          | 日本電産株式会社  |
| 【英訳名】          | NIDEC CORPORATION   |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 永守 重信   |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 取締役常務執行役員 吉松 加雄   |
| 【本店の所在の場所】     | 京都府京都市南区久世殿城町338番地  |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)<br>株式会社大阪証券取引所<br>(大阪市中央区北浜1丁目8番16号) |

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長永守重信及び取締役常務執行役員吉松加雄は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しています。

当社は、財務報告に係る内部統制を、財務報告の信頼性及び米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した対外的な報告目的の財務諸表の作成に関する合理的な保証を提供するために整備及び運用しています。

また、当社は、米国トレッドウェイ委員会組織委員会(The Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commissions(COSO))が公表した「内部統制の統合的枠組み」で確立された規準に基づいて財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

財務報告に係る内部統制は、内部統制固有の限界により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。また、将来に亘る有効性の評価を予測する場合には、状況の変化により統制が不適切となるリスク又は方針や手続の遵守度が低下するリスクを伴います。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度の末日(平成22年3月31日)を基準日として、財務報告に係る内部統制の有効性を評価しました。

評価の際には、財務諸表の重要な虚偽記載につながるリスクを特定し、全社的な内部統制の整備及び運用状況を考慮したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、統制上の要点について内部統制の構成要素が機能していることを評価しました。

当社は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を、財務報告に係る内部統制の評価範囲としました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。重要な事業拠点を選定する際は、財務諸表の重要な虚偽記載につながるリスクを勘案して、重要性の大きい特定の取引又は事象に関して評価対象としました。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当事業年度の末日(平成22年3月31日)において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

#### 4【付記事項】

当社は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第73号）附則第10条第2項に従い、改正前の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第18条に従い、米国サーベンス・オクスリー法第404条により要求されている内部統制の基準（以下「米国内部統制基準」）に基づき財務報告に係る内部統制の評価及び報告を実施しました。当社及び連結子会社が採用している内部統制の評価及び報告基準のうち、日本における財務報告に係る内部統制の評価及び報告基準（以下「日本内部統制基準」）と異なる点で重要性のあるものは以下のとおりです。

##### (1) 評価基準

日本内部統制基準では、企業会計審議会から公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に基づいて財務報告に係る内部統制の評価を実施することが要求されていますが、米国内部統制基準では要求されていません。

##### (2) 評価対象となる会社

日本内部統制基準では、当社及び連結子会社並びに持分法適用関連会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価が要求されていますが、米国内部統制基準では、当社及び連結子会社についての財務報告に係る内部統制の有効性の評価が要求されています。

##### (3) 「財務報告」の範囲

日本内部統制基準では、財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る対外的な信頼性を確保するための内部統制及び個別財務諸表に係る内部統制も、評価及び監査の対象となる財務報告に係る内部統制の範囲に含まれますが、米国内部統制基準では、財務報告に係る内部統制の範囲に含まれていません。

##### (4) 内部統制の枠組み

日本内部統制基準では、適用すべき内部統制の枠組みは、企業会計審議会から公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」において明記されています。米国内部統制基準では、適用すべき内部統制の枠組みは、特に限定されておらず、当社では米国トレッドウェイ委員会組織委員会が公表した「内部統制の統合的枠組み」で確立された規準に基づいて評価を実施しています。

#### 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。